

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第1節 水道施設の概要

我が国における近代的な水道は、明治20年に横浜市に布設されたものがそのはじまりである。以来今日まで、その普及の努力が続けられた結果、50年3月には、水道の普及率は86.7%となっている。水道は、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るうえで不可欠なものであり、今日では基幹施設の一つとして国民生活の中に定着している。

しかし、今日水道を取り巻く状況には極めて厳しいものがあり、需要水量の増大に伴う新たな水源の確保、水質の保全、水道事業経営の健全化等が大きな課題となっている。この課題に対処するため、近年めざましい進歩をとげている水道関係技術を活用して浄水管理の高度化を図るとともに、小規模水道の統合による水道の広域化を通じて水道水の安全性の確保、水道事業経営の健全化等を行う必要がある。また、水道水の使用の合理化、節水、漏水防止対策を一層促進するとともに、下水処理水等を水源とする雑用水道(人の飲用以外の用に供される雑用水のための水道)の実用化についても検討を進める必要がある。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第2節 水道の現状と動向

1 普及状況

水道法の適用を受ける給水人口101人以上の水道は、49年度末現在、全国で1万9,281となっている。その内訳は給水人口5,001人以上の上水道事業1,829、給水人口5,000人以下の簡易水道事業1万3,496、水道に浄水を供給する水道用水供給事業67、特定の施設に給水する専用水道3,889である。前年度と比較すると、簡易水道事業が282減少したほかはいずれも増加している。

49年度末の水道の給水人口は9,598万人に達し、水道の普及率は86.7%となっており、この5年間に給水人口で1,487万人、普及率で7.7%増加している(第2-1-1表)。

第2-1-1表 給水人口の推移

第2-1-1表 給水人口の推移

(単位：1,000人、%)

	44年度	45	46	47	48	49
総人口 (A)	102,648	103,720	106,051	107,332	109,353	110,752
給水人口 (B)	81,112	83,754	87,652	90,477	93,412	95,988
普及率(B/A)	79.0	80.8	82.7	84.3	85.4	86.7

厚生省水道環境部調べ

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第2節 水道の現状と動向

2 給水量と取水量

水道の年間総給水量は、49年度において122億 m^3 となり、44年度の93億 m^3 に対し、約1.3倍になっている(第2-1-2表)。このような給水量の増加は、給水人口の増加と生活水準の向上及び生活環境の改善等に伴う水使用量の増加によるものである。

第2-1-2表 給水量の変化

第2-1-2表 給水量の変化 (単位: 1,000 m^3)

	44年度	45	46	47	48	49
上水道 (用水供給)	8,618,376 (591,951)	9,367,490 (731,507)	10,124,463 (883,869)	10,738,688 (983,956)	11,239,826 (1,112,369)	11,467,752 (1,390,749)
簡易水道	524,188	555,137	544,337	661,141	628,797	630,783
専用水道	171,842	166,002	162,371	153,665	153,006	121,479
計	9,314,406	10,088,629	10,831,171	11,553,494	12,021,629	12,220,014

厚生省水道環境部調べ

(注) 給水量総計において用水供給事業による給水量は上水道による給水量を含む。

総給水量を水道事業の種類別にみると、第2-1-2表のとおり、上水道の占める割合が、93.6%と圧倒的に高い。これに対して、簡易水道は事業数において、70%と大部分を占めているにもかかわらず、給水量においては全体の5.1%に過ぎず、しかもその占める割合は年々低下している。一方、水道用水供給事業の占める割合は年を追って上昇しており、49年度には全体の11.4%に当たる13.9億 m^3 を供給している。

給水人口1人1日当たりの平均給水量は、49年度で356l(上水道)となっている。

これを水道の規模別にみると、規模の大きい水道ほど1人当たりの給水量が多く、簡易水道のそれは上水道のおよそ2分の1である(第2-1-3表)。

第2-1-3表 規模別給水量と給水人口

第2-1-3表 規模別給水量と給水人口(49年度)

給水人口による 規模別		箇所数	現在給水人口 千人	年間給水量 億m ³	1人1日給水量	
					最大	平均
上	100万人以上	8	22,944	38	552	448
	50~100万人	10	7,349	10	464	371
	25~50	30	9,725	13	467	370
	10~25	90	14,791	19	445	350
水	5~10	134	9,381	12	443	337
	1~5	750	15,996	18	411	304
	1万人以下	693	4,515	5	379	272
道	建設中	102	234	—	319	198
計		1,817	84,935	115	467	356
簡易水道		13,496	8,780	5	270	197

厚生省水道環境部調べ

これは、都市地域における生活が、水洗便所、冷房設備等大量の水を使用する生活様式となっていることによるものと考えられる。水道用水の取水量を水源別にみると、第2-1-4表のとおり年間取水量119.3億m³のうち約67.8%が河川に依存しており、しかもその割合は逐年増大している。なかでも、ダムに対する依存率は45年度の19.4%から49年度の21.2%と急速に高まっている。またダムへの依存率は規模の大きな水道において特に高い(第2-1-1図)が、これは、大量の水需要を賄い、安定した給水を行うためには、ダムに依存する必要があることによるものである。増大する水道水の需要を賄うために必要な水源の開発は、ますます困難なものとなってきており、個々の行政区域を越えた広い地域にわたり、長期的な水需要の予測に基づいた効率的な水源開発を進めるとともに、既存水利を見直し、新たな活用を図る等の対応策を講ずることが必要である。

第2-1-4表 水道の水源別年間取水量の推移

第2-1-4表 水道の水源別年間取水量の推移

(単位:億m³)

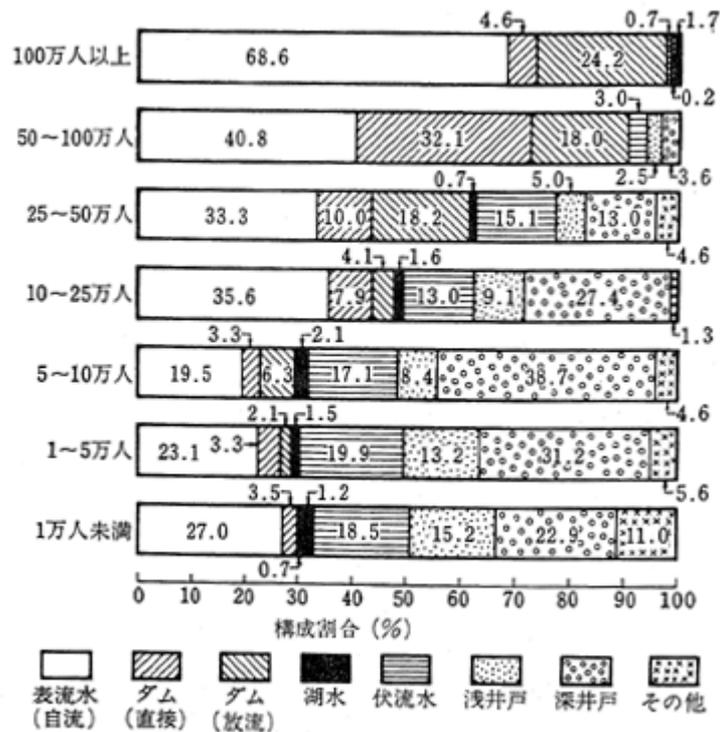
	河川表流水			湖水	伏流水	浅井戸	深井戸	その他	計
	自流	ダム(直接)	ダム(放流)						
45年度	47.5	6.4	12.7	0.9	10.4	5.2	13.1	2.3	98.5
46	50.8	6.6	12.2	0.9	10.9	5.6	14.8	2.5	104.3
47	54.7	7.4	16.0	1.0	10.9	6.1	17.4	2.7	116.2
48	54.3	7.5	16.9	1.0	11.0	6.6	17.7	2.5	117.5
49	55.6	8.5	16.8	1.0	10.8	6.4	17.5	2.7	119.3

厚生省水道環境部調べ

(注) 調査対象は、上水道事業と水道用水供給事業である。

第2-1-1図 規模別水源の構成割合

第2-1-1図 規模別水源の構成割合



厚生省水道環境部調べ

また、首都圏や近畿圏等では、水資源開発が困難となっており今後とも増大が予想される水道用水の確保が緊要な問題となっている。厚生省ではこうした状況に対処し、水道用水の有効利用を進めるため、必ずしも飲用に適する水を供給する必要のない水洗便所などを対象に雑用水道の普及を検討しており、50年度より雑用水道の技術的基準の策定作業に着手しているところである。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第2節 水道の現状と動向

3 水質

水道は、取水した原水に各種の浄水処理や塩素消毒を施し、水質基準に適合した水を供給しているが、水道水の衛生上の安全性を確保するうえでは、原水が清浄であるほど望ましい。

しかしながら、水道の水源である河川や湖沼等の公共水域における水質汚濁の進行のため、良質な水道原水を得ることは、近年ますます困難になりつつある。このため、浄水技術の高度化、浄水施設の改善等に努めているが、水源の富栄養化による藻類等の異常発生に起因した異臭味水の問題等、通常の浄水技術では、対処することが困難な問題が増えており、管理運営上の大きな負担となっている。

また、水源における水質汚染事故により、取水源において、汚染物質が一時的に増加すれば、単に取水の制限、停止にとどまらず、給水停止にいたるなど、水道利用者である住民に直接的に影響を及ぼすこともある。水質汚染事故の原因には、工場排水、排油・廃油処理水、廃棄物の不法投棄等があり、これらによる被害件数は49年には84件にのぼっている。

このような水質汚濁の進行や汚染事故の発生は早急に防止する必要があり、このため今後とも水質保全対策の推進を一層促すとともに水道事業独自の立場からも水質管理の強化、浄水技術の改善、取水地点の変更等の措置を必要に応じて講じていかなければならない。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第2節 水道の現状と動向

4 水道の施設整備

水道の施設能力は、第2-1-5表のとおり、44年度の33,364千 m^3 /日に対し、49年度には47,875千 m^3 /日と約1.43倍に増加しているが、この施設能力の大部分は上水道におけるものである。これに対し、簡易水道の施設能力は少しずつ減少する傾向にある。これは水量及び水質の安全の確保を図り、併せて規模の適正化による効率的運営を行うため上水道への統合が進められていることによるものである。

第2-1-5表 施設能力

第2-1-5表 施設能力
(単位：1,000 m^3 /日)

	44年度末	45	46	47	48	49
上水道	30,774	34,545	37,872	39,506	42,744	45,305
簡易水道	1,842	1,845	1,832	1,834	1,817	1,796
専用水道	748	869	911	897	947	774
計	33,364	37,259	40,615	42,237	45,508	47,875

厚生省水道環境部調べ

(注) 上水道：実績値

簡易水道：計画給水人口 $\times 0.15m^3$ で推定

専用水道：計画給水人口 $\times 0.2m^3$ で推定

水道施設の建設費を浄水1 m^3 当たりの建設単価と比較してみると、第2-1-6表のとおり、水源をダムに依存するものがより割高となっている。これはその取水源を主に遠隔地に建設されるダムに依存せざるを得ない場合が多いため、ダム建設のコスト、導水のコスト等が要因となって建設単価が割高になっていることによるものである。

水道施設の建設単価は上水道、水道用水供給事業、簡易水道ともに上昇傾向にあるが、なかでも簡易水道の上昇率が著しく、1 m^3 /日当たり45年度に14万2,777円であったものが、50年度には56万5,567円と5年の間に4倍近くまで上昇している(第2-1-6表)。これは、建設資材の高騰など一般的なコスト・アップ要因に加えて、近年新たに建設されるものは地理的条件の悪いところが多いことから、上水道に較べて割高になるためであると考えられる。また上水道についてみると中小規模上水道の建設単価は5年の間に4万7,225円から11万6,134円へと約2.5倍に上昇しており、大規模水道が7万4,117円から12万5,445円へと約1.7倍になっているのに比較して、その上昇率はより高くなっている。このことは、中小規模水道においても新たに取水源を拡充する場合、ダムに頼らざるを得なくなっていること及びその場合のダムの規模が比較的小さいため、大規模上水道のダム取水に比べて経済効率が低いことによるものと考えられる。

第2-1-6表 水道の建設単価の推移

第2-1-6表 水道の建設単価の推移

(単位:円/m³/日)

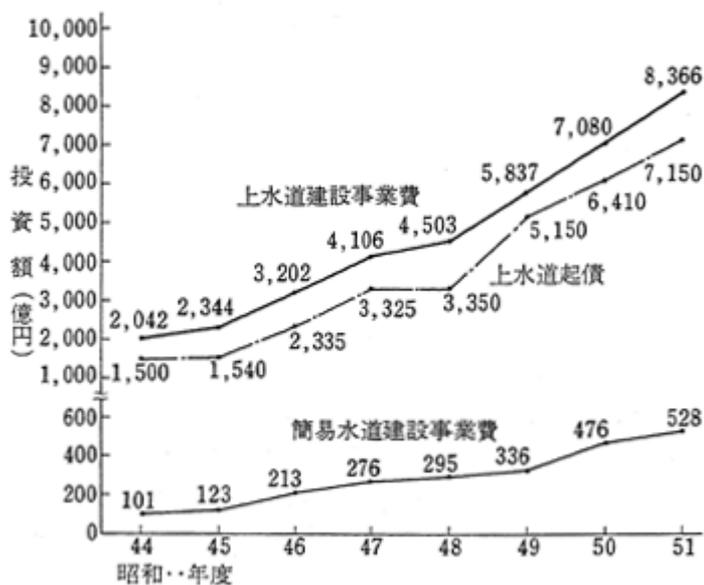
	上 水 道		用 水 供 給	簡 易 水 道
	大規模上水道	中・小規模上水道		
44年度	73,186	38,644	—	103,495
45	74,117	47,225	62,113	142,777
46	81,768	54,380	71,037	194,246
47	94,150	60,558	76,143	248,080
48	103,070	63,563	85,919	332,360
49	116,492	83,517	100,305	482,662
50	125,445	116,134	132,507	565,567

厚生省水道環境部調べ

水道の建設費の年次推移は、第2-1-2図のとおりであり、51年度においては、8,894億円程度の投資額が見込まれる。このうち上水道建設に対する投資額は8,366億円になると推定され、その費用の大部分は地方債と国庫補助金によって賄われている。上水道に対する国庫補助は、先行投資となるか又は原水単価が割高となる水源の開発、市町村の行政区域を越えて給水する広域水道の建設及び浄水場の排水処理施設の整備に対して行われており、その額は51年度において457億円となっている。また、51年度の地方債の予定額は、7,150億円である。

第2-1-2図 水道事業投資額の推移

第2-1-2図 水道事業投資額の推移



厚生省水道環境部調べ

一方、簡易水道には市町村の財政力、建設条件等を考慮した国庫補助がなされており、51年度には建設費総額528億円のうち国庫補助金は171億円、地方債予定額は330億円となっている。

なお、51年5月に水質汚濁防止法施行令の一部が改正され、浄水能力が1万m³/日以上 of 既設浄水場についても52年6月から水質汚濁防止法の排水規制が適用されることとなった。

厚生白書(昭和51年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第2節 水道の現状と動向

5 水道の経営

水道(簡易水道を除く。)事業の経営は,地方公営企業法により,独立採算制を基本として運営されることになっており,水道事業者は経営の効率化に努める一方,その料金は適正な原価を基礎として企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないとされている。水道の給水原価は,水道施設建設に伴うものと職員給与費・浄水費等の運営管理費から成り立っている。水道の建設資金の大部分は地方債と国庫補助金によって賄われているが,起債に伴う利子負担は,49年度には有収水量 1m^3 当たりの総費用61.27円の22%に当たる13.48円と大きな部分を占めており(第2-1-7表),水道があいつぐ拡張工事を迫られていることを示している。

第2-1-7表 水道事業の費用内訳

第2-1-7表 水道事業の費用内訳
(単位:円/有収水量/ m^3)

	45年度	46	47	48	49
職員給与費	11.36	12.38	12.93	15.37	20.76
減価償却費	5.32	5.59	6.06	6.67	7.47
支払利息	8.68	9.08	9.93	10.98	13.48
その他	13.42	14.50	16.56	14.03	19.56
総費用	38.78	41.55	45.48	47.05	61.27
指数	100	107	117	121	158

厚生省水道環境部調べ

水道料金は,建設単価の上昇等のコスト・アップに伴い適時改訂されているが,ここ数年来,平均販売価格は常に,給水原価を下回っており,(第2-1-8表),特に49年度において両者の差が拡大し,水道事業の経営を圧迫しており,水供給の安定化を図るために販売価格の適正化が必要とされている。

第2-1-8表 上水道の平均販売価格と給水原価

第2-1-8表 上水道の平均販売価格と給水原価
(単位:円/ m^3)

	45年度	46	47	48	49
平均販売価格(A)	34.47	34.84	37.42	40.65	42.86
給水原価(B)	35.53	41.55	41.64	47.10	61.27
(A)/(B)	0.97	0.84	0.90	0.86	0.70

厚生省水道環境部調べ

水道料金の家計支出に占める割合は、全国平均で約0.5%とほぼ毎年一定していたが、49年度においては、約0.4%に低下した(第2-1-9表)。

第2-1-9表 年平均1か月間の消費支出額における水道料

第2-1-9表 年平均1か月間の消費支出額における水道料
(単位：円、%)

	45年度	46	47	48	49
消費支出総額	82,792	90,742	98,640	116,431	140,137
水道料	421	470	527	589	618
構成比	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4

資料：総理府統計局「家計調査年報」

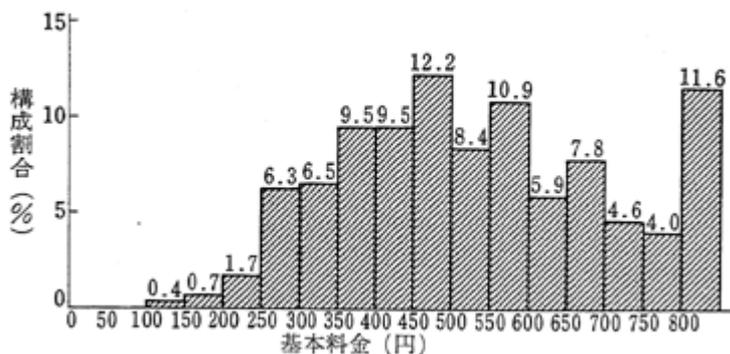
(注) 人口5万人以上の都市世帯を対象

また、水道料金は水道の布設年次、布設地域等の地理的、社会的条件等により著しい格差があり、しかも年々拡大する傾向にある(第2-1-3図)。

第2-1-3図 水道料金の格差

第2-1-3図 水道料金の格差 (1か月当り家庭用基本料金10m³)

昭和50年4月1日現在



厚生省水道環境部調べ

水道を取り巻く環境は今後ますます厳しくなることが予想される。したがって、従来にも増して経営の効率化に努めることはもとより、地域的にバランスのとれた水資源開発、技術水準の高度化、財政基盤の強化等を図るため、従来の行政区域にとらわれない合理的な経営規模を求めること、すなわち、水道事業の広域化を推進する必要がある。

また、下水道の普及、生活水準の高度化等に伴う水需要の増大に対処するため節水及び漏水防止対策の推進ならびに雑用水道の開発等水利用の合理化のための施策を進めてゆくことが必要である。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第1節 廃棄物処理の概要

45年のいわゆる公害国会において、当時の清掃法が全面改正され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が制定されたが、従来の市町村を中心とした清掃事業の体系に加えて事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち一定のものを産業廃棄物として、その処理に関し事業者責任の原則の下に新たな処理の体系が設けられた。

しかし、同法施行後における廃棄物の処理の状況は必ずしも満足のゆく状態とはいえず、また、50年夏に起きたいわゆる6価クロム問題を契機として、現行処理制度上の問題点が明確になったため、これに対処すべく、第77回国会において産業廃棄物処理に関する制度の改善を中心とした法改正が行われた。

一方、廃棄物処理体制の整備については、38年度より3次にわたる廃棄物処理施設の整備計画が策定され、その実施が図られたところである。また、産業廃棄物の処理については、事業者処理の原則の下にその整備が進められてきたがなお十分でない状況にある。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第2節 一般廃棄物

1 一般廃棄物の処理の状況

廃棄物のうち、し尿、ごみなど主として国民の日常生活に伴って生じる「一般廃棄物」については、市町村がその処理計画を定め、住民サービスの一環として処理・処分を行っている。

一般廃棄物のうち、し尿の処理状況は第2-2-1表に示すとおりである。水洗化人口は、50年3月31日現在約3,238万人に達し、前年度に比べ14.7%の伸びを示しており、また、計画収集量のうち下水道投入及びし尿処理施設により処理される割合は、80.3%となっている。また、計画収集量と自家処分量とを合わせた量のうち、し尿処理施設又は下水道投入により処理される割合をし尿処理施設等処理率と呼んでいるが、50年3月31日現在、し尿処理施設等処理率は66.9%となっており、今後ともこの比率を高める必要がある。

第2-2-1表 し尿処理の状況

第2-2-1表 し尿処理の状況

		45年度		46		47		48		49	
処理区域人口 (対総人口比率) (注)		千人 84,694 (81.6%)		千人 99,127 (93.8%)		千人 101,039 (93.5%)		千人 106,645 (98.8%)		千人 110,034 (99.4%)	
水洗化人口	公共下水道 し尿浄化槽	10,930	11,755	13,220	14,787	16,782	10,417	10,306	11,777	13,431	15,597
	計	21,347	22,061	24,997	28,218	32,379					
	非水洗化人口	63,347	77,066	76,042	78,427	77,655					
非水洗化分内訳 (し尿量・構成比)		kl/日 91,091	% 100.0	kl/日 128,122	% 100.0	kl/日 116,271	% 100.0	kl/日 108,493	% 100.0	kl/日 106,637	% 100.0
計画 収集 量	下水道投入 し尿処理施設	4,170	4.0	5,846	4.6	5,391	4.7	5,307	4.9	6,088	5.7
	農村還元等 海洋投入	60,137	66.0	58,842	45.9	60,912	52.4	62,775	57.9	65,279	61.2
	農村還元等	4,532	5.0	6,713	5.2	6,891	5.9	94,395	4.1	4,011	3.8
	海洋投入	13,622	14.9	13,640	10.7	13,527	11.6	12,975	12.0	13,490	12.7
	計	82,461	90.5	85,041	66.4	86,721	74.6	85,452	78.9	88,868	83.4
自家処分量		8,630	9.5	43,081	33.6	29,550	25.4	23,041	21.1	17,769	16.6

厚生省水道環境部調べ

(注) 45年度までは特別清掃地域人口である。

下水道の整備されていない地域で水洗便所を設置するには、し尿浄化槽を設けなければならないが、国民の水洗便所に対する要望の高まりに伴い近年におけるし尿浄化槽の普及にはめざましいものがある。

これを設置数からみると第2-2-2表のとおりであり、水洗化人口の約半数がこれに依存している。

第2-2-2表 し尿浄化槽の設置数

第2-2-2表 し尿浄化槽の設置数

	設 置 数				
	43年3月	45年12月	48年3月	49年3月	50年3月
0～ 20人槽	273,891	421,238	878,431	1,121,278	1,349,583
21～ 100	155,423	209,902	336,835	371,147	401,844
101～ 300	51,703	60,502	85,153	84,905	88,870
301～ 500	10,803	14,002	16,186	17,850	19,132
小 計	491,825	705,644	1,316,605	1,595,180	1,859,429
501～1,000人槽	4,199	4,426	4,484	4,986	5,232
1,001～2,000	1,080	1,301	1,489	1,695	1,995
2,001～3,000	177	241	375	473	547
3,001～4,000	68	115	127	170	197
4,001～5,000	32	48	92	90	101
5,001人槽以上	129	128	240	226	331
小 計	5,685	6,259	6,807	7,640	8,403
合 計	497,510	711,903	1,323,412	1,602,820	1,867,832

厚生省水道環境部調べ

しかし、し尿浄化槽の普及とやらは、その維持管理の不備が目立ち、放流水の水質が悪化し、公共用水域の汚染問題を惹起している。このため、し尿浄化槽設置者に対し、し尿浄化槽に関する知識の向上を図るとともに、し尿浄化槽清掃業者による定期的な汚での引き抜き等を受けるよう指導を強化していく必要がある。

次に、ごみの処理の状況は第2-2-3表に示すとおりである。

第2-2-3表 ごみ処理の状況

第2-2-3表 ごみ処理の状況

	44年度		45		46		47		48		49		
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	
処理区域人口(注1)	80,592	84,694	99,127	101,039	106,645	110,034							
1人1日当たり排出量	g	g	g	g	g	g							
	870	909	841	908	891	765							
ごみの総排出量	t/日	%	t/日	%	t/日	%	t/日	%	t/日	%	t/日	%	
	70,115	100.0	76,998	100.0	83,328	100.0	91,757	100.0	95,052	100.0	84,205	100.0	
計	焼却	35,758	51.0	42,559	55.3	37,717	45.3	42,604	46.5	45,170	47.5	45,983	54.6
	埋立	24,688	35.3	25,715	33.5	27,543	33.1	30,587	33.3	32,003	33.7	25,430	30.2
	高速度たい肥化	677	1.0	548	0.7	513	0.6	408	0.4	249	0.3	200	0.2
	たい肥化	106	0.1	36	0.0	224	0.2	54	0.1	20	0.0		
	飼料	106	0.1	96	0.1	42	0.1	32	0.0	23	0.0	11	0.0
	その他	988	1.4	945	1.2	1,089	0.3	1,859	2.0	1,582	1.7	1,049	1.3
量 計	62,319	88.9	69,899	90.8	67,128	80.6	75,544	82.3	79,047	83.2	72,673	86.3	
自家分量	7,796	11.1	7,099	9.2	16,200	19.4	16,213	17.7	16,005	16.8	11,532	13.7	
直接搬入分(注2)	10,586		8,786		22,767		24,926		27,186		25,698		

厚生省水道環境部調べ

(注1) 45年度までは、特別清掃地域人口である。

(注2) 45年度までは、「多量の汚物・特殊の汚物」として処理された量である。

ごみ処理は、原則として焼却することにより減量化、安定化し、焼却残灰を埋立てる方法をとっているが、49

年度末においては計画収集量のうち焼却処理されるものの割合は約63.3%である。また、ごみ、し尿等の処理に当たっては、水質汚濁等の二次的環境汚染を生じないように排水の処理等に万全を期する必要がある。

今後は、ごみ焼却場の余熱利用を図るほか、高速たい肥化あるいは再利用可能なごみの資源化等焼却処理以外の処理方法についても積極的に検討していく必要があるが、現在のところ一般廃棄物の資源化・再利用は十分とは言い難く、地域の実情に応じた資源化・再利用への取り組みが期待される。

一般廃棄物の処理事業は各市町村における歴史的社会的背景等の相違を反映してさまざまな事業形態の下に行われている。これらは、市町村の直営によるもの、市町村の委託を受けた業者によるもの及び一般廃棄物処理業の許可を受けた業者によるものとに分けられる。第2-2-4表は、一般廃棄物の収集につき、これを事業形態別に示したものである。

第2-2-4表 一般廃棄物の収集の事業形態

第2-2-4表 一般廃棄物の収集の事業形態 (49年度)

	し尿の収集	ごみの収集
市町村によるもの { 直営	17,318kl/g	51,619t/日
{ 委託	27,685	14,912
許可業者によるもの	43,865	6,142
計	88,868	72,673

厚生省水道環境部調べ

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第2節 一般廃棄物

2 一般廃棄物の処理対策

一般廃棄物処理施設の整備の状況は、第2-2-5表に示すとおりである。50年度当初のし尿処理施設の施設数は999、施設能力は8万7,021kl/日と前年度の2%増となっている。また、団地などで家庭雑排水とし尿を合併処理する地域し尿処理施設は121か所、計画処理人口51万9,375人と前年度の6%増となっている。

第2-2-5表 一般廃棄物処理施設の状況

第2-2-5表 一般廃棄物処理施設の状況(着工ベース)

し尿処理施設		地域し尿処理施設		ごみ焼却処理施設		粗大ごみ処理施設		
年度	施設数 処理能力	年度	施設数 計画処理人口	年度	施設数 処理能力	年度	施設数	
	か所 kl/日	か所	人		か所 t/日		か所	
35	156 10,457			35	745 8,717			
40	792 45,321	40	—	40	1,409 20,736	40	—	
45	956 67,088	(45)	(53)	(235,387)	45	1,293 53,998	46	12
47	979 81,062			47	1,473 96,066	47	39	
48	1,070 85,362	48	110	488,707	48	1,637 105,633	48	38
49	999 87,021	49	121	519,375	49	1,665 111,228	49	52

厚生省水道環境部調べ

(注) () 内は稼働ベースの数字である。

ごみ処理施設のうち、ごみ焼却処理施設の50年度当初における施設数は1,665、処理能力は11万1,228t/日と前年度の約5%増となっている。粗大ごみ処理施設は、可燃性ごみを破砕する施設、不燃性ごみを圧縮する施設、これらの両者を兼ね備えた併用施設とに分けられるが、これらを合わせて50年度当初の施設数は、52基となっている。また、高速たい肥化施設の数15で、処理能力は554t/日となっている。

一般廃棄物処理施設の整備に係る第3次長期計画は、50年度をもって終了したが、引き続き、国民生活の向上や人口の都市集中により新たな施設の整備が必要となっており、また、一般廃棄物処理施設に起因する水質汚濁等の二次的環境汚染の防止対策が要請されていること等のため、新たに55年度までの第4次長期計画を策定し、緊急かつ計画的に所要の施設の整備を図ることとした。

51年度における一般廃棄物処理施設の整備に関する国の財政措置については、地方公共団体に対する補助金として、し尿処理施設72億円、ごみ処理施設195億円、他省庁計上分6億円、その他、埋立処分地施設2億円、ごみ処理施設・排水処理施設4億円の計279億円が計上されており、これは前年度に比べ23%の増にあたる。

また、ごみの収集運搬を効率的に行う施設としてパイプライン輸送施設があるが、その実験事業に対し2億円の補助金が計上されている。なお、51年度財政投融资計画においては、地方公共団体の一般廃棄物処理事業に対し、1,240億円(対前年度伸び率18.1%増)が計上されている。その内訳は、し尿処理施設418億円、ごみ処理施設792億円、収集運搬車30億円となっている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第2節 一般廃棄物

3 一般廃棄物処理に関する調査研究

(1) 50年度において実施した調査研究

ア 廃棄物の処理技術開発に関する研究

本研究では、廃棄物の埋立処分について既存埋立地のごみ層状態等の経年変化の実態調査及び新しい埋立方法としての好気性埋立の技術的可能性の研究を行った。

イ し尿浄化槽実態調査

本調査では、飛躍的に増加しているし尿浄化槽の実態を調査し、その構造、施工及び維持管理の状況を明らかにし、し尿浄化槽をめぐる諸問題の解決のための基礎資料を得た。

ウ 物質循環の構造化における都市環境計画手法の開発研究

本研究は、現行の廃棄物処理に関する事業のあり方を再検討し、廃棄物処理に関する後仕末行政から計画的行政への転換を図るための手法を開発することを目的としたものである。50年度は、都市の実態調査を行い、今後の研究のための基礎資料を得た。

(2) 第3回日米廃棄物処理委員会の開催

51年5月16日、17日の両日、第3回日米廃棄物処理委員会が東京で開催された。本会議は廃棄物に関する日米政府間ペースのもので、今回は、1)適正な埋立処分2)廃棄物の熱分解3)有害廃棄物4)収集システムの改善5)廃棄物回収上の技術的、社会的問題6)塩化ビニール、塩ビモノマー等の有害物質の環境影響等について討議されるとともに、今後とも両国間において情報、技術等の交換を継続することの必要性が確認された。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第3節 産業廃棄物の処理

1 産業廃棄物の処理の状況

産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、排出事業者処理責任の原則にしたがってその処理体制の整備が進められている。

産業廃棄物の処理に関する地域的な体系の基本となるものとして、都道府県知事が策定する産業廃棄物処理計画があるが、51年5月現在、37都道府県において、策定済みである。

産業廃棄物の排出量は、各都道府県がこれまで独自に実施した調査の集計によれば、全国で年間およそ3億2,000万トンにのぼると推定される(第2-2-6表)。

第2-2-6表 全国産業廃棄物排出量(年間)

第2-2-6表 全国産業廃棄物排出量(年間)

産業廃棄物の種類	年間排出量 (万トン/年)	排出割合(%)
燃えがら, ダスト	930	2.9
汚 で い	5,330	16.6
廃 油	340	1.1
廃 酸・廃アルカリ	5,240	16.4
廃プラスチック類・ゴムくず	160	0.5
紙くず, 木くず, 繊維くず	1,820	5.7
動植物性残渣	660	2.1
家畜ふん尿, 家畜死体	4,220	13.2
金 属 く ず	810	2.5
ガラスくず, 陶磁器くず	220	0.7
鉄 さ い	4,440	13.9
建 設 廃 材	7,830	24.4
合 計	32,000	100.0

厚生省水道環境部調べ

(注)1. 都道府県が、昭和45～49年にかけて調査した排出量の単純合計であり調査年次は一定していない。

2. 廃棄物の分類は、必ずしも統一された基準によるものではない。例えば、建設廃材に土砂を含めた系もある。

3. 各都道府県の排出量調査は実量調査のほか、原単位から推計したものが多い。

産業廃棄物は排出事業者自らが処理することを原則とするが、その処理の状況を、産業廃棄物処理施設の設置状況によってみると第2-2-7表のとおりである。事業者の設置する産業廃棄物処理施設数は、4,419であり、48年8月末に比して、2.48倍に増加しており、事業者による処理体制の整備が着実に進められていることがうかがわれる。

第2-2-7表 産業廃棄物処理施設設置状況

第2-2-7表 産業廃棄物処理施設設置状況

施設の種別	昭和51年2月1日現在			
	事業者	処理業者	自治体	計
汚水の脱水施設	1,782	28	91	1,901
汚水の乾燥施設	113	9	14	136
汚水の焼却施設	296	12	4	312
廃油の油水分離施設	436	79	4	519
廃油の焼却施設	232	47	1	280
廃酸又は廃アルカリの中和施設	697	8	1	706
廃プラスチック類の破碎施設	23	25	2	50
廃プラスチック類の焼却施設	470	63	10	543
コンクリート固型化施設	54	20	0	74
水銀汚水のばい焼施設	5	2	0	7
シアン物の分解施設	311	8	2	321
計	4,419	301	129	4,849

厚生省水道環境部調べ

事業者は、自ら処理することが困難な場合には都道府県知事又は保健所設置市の市長の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託することができることとなっており、51年2月現在における産業廃棄物処理業の許可件数は第2-2-8表のとおりであるが、その大半は収集・運搬業のみを行う者である。更に今日、産業廃棄物の処理について事業者自身による処理や処理業者による処理をもってしては解決困難な問題が生じつつあり、地方公共団体が地域環境を保全する観点から直接又は間接に産業廃棄物の処理事業を実施する事例が増加している。51年5月現在、公共関与による産業廃棄物処理事業は11府県市において行われており、これを事業主体別にみると、全額地方公共団体出資によるもの5、第三セクターによるもの5、直営によるもの1となっている(第2-2-9表)。

第2-2-8表 産業廃棄物処理業者許可件数

第2-2-8表 産業廃棄物処理業者許可件数 (51年2月現在)

	収集・運搬のみ	中間処理のみ	最終処分のみ	収集・運搬及び中間処理	収集・運搬及び最終処分	中間処理及び最終処分	収集・運搬、中間処理及び最終処分	計
件数	9,113	122	101	548	626	28	144	10,682
割合(%)	85.31	1.14	0.95	5.13	5.86	0.26	1.35	100.00

厚生省水道環境部調べ

第2-2-9表 公共関与による産業廃棄物処理の状況

第2-2-9表 公共関与による産業廃棄物処理の状況

(50年5月1日現在)

都道府県名	埼 玉 県	山 梨 県	長 野 県
事業主体	(財)埼玉県廃棄物処理 公社	(株)山梨県園芸用プラ スチック変成セン ター	(財)長野県環境保全公 社
設立年月日	49年1月1日	49年3月2日	47年4月24日
出 資 金	1,000万円	22,400万円	1,000万円
事業内容	がれき類、浄水場汚 い焼却灰等の埋立処分	1. 園芸用廃プラスチ ックの処理 2. 二次製品の製造及 び販売 3. 園芸用廃プラスチ ックに関する加工開 発	有害無機汚での乾燥 処分
都道府県名	愛 知 県	三 重 県	大 阪 府
事業主体	(財)愛知県環境保全公 社	(社)三重県環境衛生検 査センター	(財)産業廃棄物処理公 社
設立年月日	47年4月1日	43年3月21日	46年2月19日
出 資 金	1,000万円	100万円	1,000万円
事業内容	(知多)廃油の水分離及 び廃油汚での焼却 (豊田)無機性有害産業 廃棄物の埋立処分	産業廃棄物の埋立処分 事業(海面埋立)	産業廃棄物の埋立処分 事業(海面埋立)
都道府県名	兵 庫 県	岡 山 県	高 知 県
事業主体	(財)兵庫県阪神環境事 業公社	(財)岡山県環境保全事 業団	(社)高知県農業用廃 プラスチック処理公 社
設立年月日	50年5月1日	49年10月1日	48年2月23日
出 資 金	30,000万円	161,700万円	6,825万円
事業内容	無害産業廃棄物の埋立 処分(海面埋立)	産業廃棄物の埋立処分 事業(海面埋立)	廃プラスチックの再利 用化(塩化ビニールベ レット製造)
都道府県名	福 岡 県	長 崎 県	
事業主体	福岡市廃油中継所	(株)長崎県不燃物処理 センター	
設立年月日	49年7月14日	47年4月1日	
出 資 金	福岡市直営	6,700万円	
事業内容	廃油の中継保管	事業計画策定中	

厚生省水道環境部調べ

しかし、その運営においては、経営面での赤字、技術上のトラブル、産業廃棄物処理業者との競合等の問題を抱えているケースが少なくない。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第3節 産業廃棄物の処理

2 産業廃棄物の処理対策

(1) 有害産業廃棄物に係る実態調査

50年7月、6価クロム鉱さいの不適正な処分に起因する環境汚染が社会的に注目されたが、このいわゆる6価クロム問題を契機として、厚生省では有害物質を含有する産業廃棄物の処理の実態を把握し、併せて必要な指導を行うため、全国実態調査を2か年計画で統一的に行うこととし、50年9月に着手した。この調査は6価クロム鉱さいのみならず、すべての有害産業廃棄物についてその排出事業所を対象としているが、50年度は6価クロム化合物を含む汚でい、鉱さい等の排出事業所を対象に調査(報告徴収、立入検査、検体分析)を行い、必要に応じて改善措置を指導した。51年度は50年度に引き続き上記以外の排出事業所に対する同様の調査を行い、また、事業所調査では握された埋立処分地についても、実態調査を行うこととしている。

(2) 廃棄物処理法の一部改正

上述のいわゆる6価クロム問題をひとつの契機として、産業廃棄物の処理の実態更には制度のあり方について種々の問題が指摘されるに至ったため、厚生省としても、産業廃棄物の処理に関する現行制度の見直しを行うこととし、50年9月22日厚生大臣の諮問機関である生活環境審議会に産業廃棄物処理に関する制度の改善方策について諮問した。同審議会は、同年12月11日、現行法制度の具体的改善方策を内容とする答申を行った。

この答申をもとに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案」を第77回国会に提案したが同法案は51年5月19日可決成立した。

廃棄物処理法の主な改正内容は、次のとおりである。

- 1) 事業者がその産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、一定の基準に従わなければならないこととするとともに、有害産業廃棄物の排出事業場又は産業廃棄物処理施設を設置する事業場の事業者は、当該事業場における産業廃棄物の適正な処理を行わせるため産業廃棄物処理責任者を置かなければならないこととした。
- 2) 産業廃棄物処理業、一般廃棄物処理業又はし尿浄化槽清掃業の許可に関し、欠格条項の新設等の許可要件の整備をはじめとする許可制度の改善を行った。
- 3) 廃棄物処理施設に関し、一定の廃棄物の最終処分場を届出を要する施設として追加するとともに、一定の基準に基づき構造面の事前規制を行うこととした。

- 4) 産業廃棄物を排出し又は処理する一定の事業者,産業廃棄物処理業者,一般廃棄物処理業者又はし尿浄化槽清掃業者は,その廃棄物の処理又はし尿浄化槽の清掃に関し一定の事項を帳簿に記載し,保存しなければならないこととした。
- 5) 廃棄物の違法処分に対する措置命令の規定を設けるとともに,委託基準に違反して委託をした者に対する罰則の新設,廃棄物の投棄禁止に違反した者に対する罰則の強化等罰則の規定を整備した。
- 6) その他,報告徴収,立入検査,技術管理者等に関し,所要の規定の整備を行った。

(3) 産業廃棄物対策の今後の方向

産業廃棄物の適正な処理を図るための諸問題に対処するためには広く各界の意見を求める必要があることから,厚生省においては48年11月厚生大臣の私的諮問機関として産業廃棄物処理問題懇談会を設置して検討を行ってきた。同懇談会は,今後における産業廃棄物処理対策のあり方について審議を重ねてきたが,49年8月制度,技術の両専門部会から中間報告がなされ,50年12月最終報告がなされた。

報告は,第1に基本的方向として産業廃棄物の発生をやむを得ないものとして受けとめるこれまでの発想の転換を図り,産業廃棄物の排出を抑制する方策として取り上げるべきものとし,

- 1) 生産技術の改革,生産工程のクローズド化等を図ること。
- 2) 産業廃棄物の資源化,再利用を図ること。
- 3) 新規工場立地に当たっては,事前に産業廃棄物に関する長期的対策を明確にしておくこと。
- 4) 産業廃棄物発生抑制型の産業構造への転換を図ること。

など産業政策にまで拡がりをもせた施策を展開することが必要であるとしている。

第2に,この基本的方向のもとに,今日,産業廃棄物の適正な処理を推進するために取り上げるべき施策については,1)法制度の改正2)政策的助成措置の強化3)中央における管理的機能の充実4)地方における公共関与による処理体制の整備5)行政体制の拡充などを提言している。

この報告は,我が国における産業廃棄物処理対策の今後の基本的方向を示したものであり,国においてもこの報告書の考え方を基調として各般の施策の展開を図ることが必要である。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第3節 産業廃棄物の処理

3 産業廃棄物に係る調査研究

厚生省では産業廃棄物処理に関する新しいシステムを編み出すため各種の調査研究を実施してきている。まず「産業廃棄物総合処理技術開発に関する調査研究」においては、産業廃棄物の処理のために新たな原材料及び副資材を使用することによる余分な廃棄物の発生を防止するとともに、産業廃棄物の処理によって生ずるエネルギーや副製品を相互に利用しあうことを目的として、既存の各種要素技術の検討及び産業廃棄物処理モデルシステム及び装置の基本設計を試み、更に具体的に特定の地域を想定して総合的システムの実施に際しての問題点とその解決策を明らかにした。また、モデルシステムに関する地域環境影響アセスメント、モデルシステムの管理運営及び関連システムの最適化の検討を行った。

次に「産業廃棄物処理に係る情報管理システムに関する設計調査」においては、49年度の調査研究において提示した地域情報管理システムの基本構想を踏まえつつ、それと対の関係にある全国情報管理システムのあり方を調査した。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第1節 食品衛生の現状

1 国内の動向

(1) 食中毒の発生状況

我が国における食中毒の発生は、40年以降多少の増減はあったが、ほぼ横ばいの状況にあったといえる。しかしながら、50年は厳しい残暑に見舞われるという気候的な悪条件があり、食中毒の発生が著しく増加した。

50年の食中毒の発生状況は、事件数が1,783件(対前年比48.3%)増、患者数4万5,277人(対前年比74.2%増)、死者数52人(対前年比8.3%増)となっており、事件数、患者数ともに大幅に増加した(第2-3-1表)。

第2-3-1表 食中毒事件数、患者数、死者数、り患率及び死亡率の年次推移

第2-3-1表 食中毒事件数、患者数、死者数、り患率及び死亡率の年次推移		事件数	患者数	死者数	り患率 (人口10万対)	死亡率 (人口10万対)
41	年	1,400	31,204	117	31.5	0.1
42		1,565	39,760	120	39.6	0.1
43		1,093	33,041	94	32.6	0.1
44		1,360	49,396	82	48.1	0.1
45		1,133	32,516	63	31.3	0.6
46		1,118	30,731	46	29.3	0.04
47		1,413	37,238	37	35.0	0.03
48		1,201	26,832	39	33.9	0.03
49		1,202	25,986	48	23.6	0.04
50		1,783	45,277	52	40.4	0.05

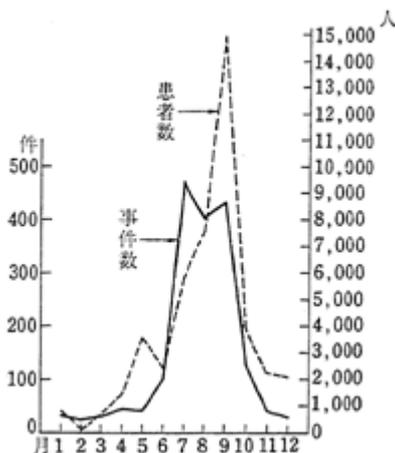
資料：厚生省統計情報部「伝染病及び食中毒統計」

(注) 48年より沖縄県を含む。

月別発生件数は、7月が477件(26.8%)と最も多く次いで9月435件(24.4%)、8月403件(22.6%)の順となっており、7～9月の3か月間で年間発生件数の73.8%を占めている。これを患者数でみると、9月1万4,821人(32.7%)と最も多く、次いで8月7,483人(16.5%)、7月5,759人(12.7%)の順となっており、7～9月の3か月間の患者数を合計すれば2万8,063人で年間患者数の61.9%を占めている(第2-3-1図)。

第2-3-1図 食中毒事件数と患者数の季節変動

第2-3-1図 食中毒事件数と患者数の季節変動



資料：厚生省統計情報部「伝染病及び食中毒統計」

病因物質別の発生件数は、細菌に起因するものが最も多く1,059件(59.4%)を占めており、そのうち、腸炎ビブリオによるものが667件(37.4%)、黄色ブドウ球菌によるもの275件(15.4%)、サルモネラ菌によるもの73件(4.1%)、病原大腸菌によるもの22件(1.2%)、その他22件(1.2%)となっている。

また、ふぐ、きのこ等の自然毒による食中毒が130件(7.3%)発生しているが、このうち、ふぐのテトロドトキシンに起因する食中毒は事件数51件、患者数74人、死者数29人であり、特に、死者数は全死者数の55.8%に達している。ふぐによる食中毒の大部分は、家庭等において個人が調理し、摂食することにより発生したものである。なお、食中毒事件のうち病因物質不明のものが585件(32.9%)ある。

原因食品別の発生件数は、魚介類によるものが593件(33.3%)と最も多く、次いで野菜類及びその加工品によるもの122件(6.8%)、穀類及びその加工品によるもの103件(5.8%)、複合調理食品によるもの61件(3.4%)、肉類及びその加工品によるもの40件(2.2%)、菓子類によるもの24件(1.3%)の順となっている。また、原因食品不明のものが585件(32.8%)ある。

原因施設別の発生件数は、家庭が最も多く629件(35.3%)、次いで飲食店325件(18.2%)、旅館173件(9.7%)、仕出屋137件(7.7%)の順となっている。

摂取場所別の発生件数は、家庭が最も多く852件(47.8%)、次いで、旅館177件(9.9%)、事業場173件(9.7%)、飲食店163件(9.1%)の順となっている。

また、50年には海外旅行等に伴う国際的規模の食中毒が4件発生している。51年においても5月現在既に3件発生している。

これら食中毒は、外国で調理され、積み込まれた機内食を原因食品とするものや、渡航先の国で喫食した食事に疑われるものがある等、いずれも外国に原因施設があるものである。

我が国に出入りしている国際航空機も多数であるので、機内食等の安全確保については国際的な新しい問題として今後、万全を期す必要がある。

(2) 国内監視体制の強化

ア 食品衛生監視員

食品衛生監視員は50年末で6,350人が国、都道府県、政令市、東京都特別区に配置されており、そのうち専任の監視員は1,646人である。国以外の都道府県・政令市、東京都特別区の監視員は、都道府県庁、市区役所又は

保健所に配置され、食品関係営業施設の監視指導及び食品、添加物、器具、容器包装等の収去試験検査等に従事している。

イ 監視指導の状況

都道府県等の食品衛生監視員が、50年中に行った監視指導の件数は、許可を要する営業施設(飲食店営業、菓子製造業等34業種)に対するものが320万5,649件、許可を要しない営業施設(そう菜販売業、集団給食施設等15業種)に対するものが160万7,834件である。

また、監視指導及び試験検査の結果に基づく行政措置は、営業許可の取消しが3件、営業の禁止が418件、営業の停止が1,625件、施設の改善命令が1,178件、物品の廃棄命令が1,576件、その他3万7,589件である。

ウ 監視指導の強化

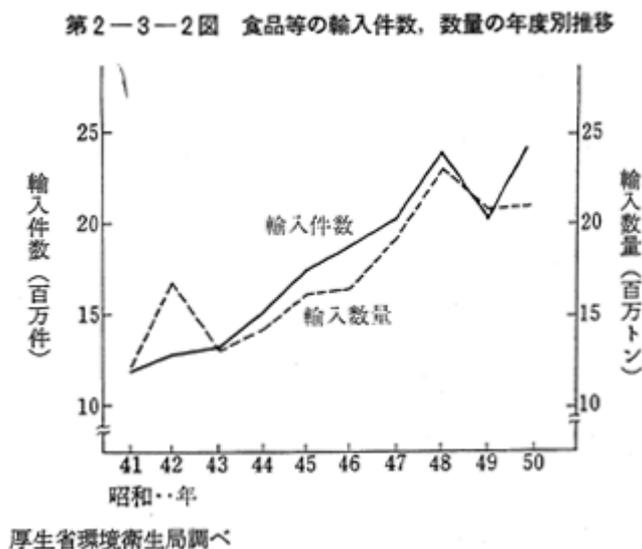
食品の多様化、食品加工技術の高度化、食品流通の広域化、食品関係営業施設の増加等に対応し、食品等の安全を確保するため、今後とも食品衛生監視員の増員、その専任化、及び専門監視員の育成を含めた教育訓練等による監視員の資質の向上を図るとともに、機動力の強化等により広域的かつ重点的な専門監視指導体制の確立推進を図る必要がある。

(3) 輸入食品の監視体制の強化

ア 監視体制の現況

50年における食品、添加物、器具、容器包装、おもちゃの輸入は、件数で24万7,000件、数量で2,078万トンであり、前年に比較し、件数で22%、数量で1.2%増加した。この件数の大幅な伸びは、加工食品の多様化の進展、航空機による少量貨物の輸入の増加によるものと推定される(第2-3-2図)。

第2-3-2図 食品等の輸入件数、数量の年度別推移



輸入食品は、国内製品と異なりその製造過程等が不明であり、また、輸出国によって食品衛生に関する規制が異なるため、我が国の食品衛生法の諸規定に適合しない食品等が輸入される恐れが少なくないので、輸入食品に対する監視体制の強化が強く要請されている。

現在、全国の主要15港に国の食品衛生監視員47人が駐在し、食品衛生法第16条に基づく食品等の輸入届出書等提出書類の審査、保税地域内への立入り及び収去、化学的及び微生物学的試験検査等を行い、不良食品の輸

入防止に努めているところであるが、更に、ガスクロマトグラフ、原子吸光分析装置等の検査設備を整備して、食品衛生上特に配慮を必要とする食品について検査を実施していくこととしているほか、今後とも食品衛生監視員を増員して監視体制の強化を図ることとしている。

イ 輸入届出事項の改正

輸入食品については、我が国で使用が認められていない添加物を使用したり、使用が認められている添加物であっても、使用してはならない食品に使用したり、基準量を超えて使用している事例が少なくない。

そこで50年12月、食品等を輸入しようとする者の届出事項に次の2項目を追加し、輸入食品の添加物使用状況等について、書類によるチェックを踏まえて効果的かつ的確な検査を実施するとともに、輸入食品の安全確保の推進を図ることとした。

(ア) 貨物が食品であって、当該食品が着香の目的以外の目的で使用される添加物(化学的合成品以外の添加物にあっては食品衛生法第7条第1項の規定により基準又は規格が定められているものに限る。)を含むときは、当該添加物の品名

(イ) 貨物が添加物であって、当該添加物が化学的合成品(着香の目的で使用されるものを除く。)を含む製剤であるときは、その成分(4) 営業者の自主管理体制の強化

食品の安全確保は営業者に課せられた責務であり、営業者による自主的な衛生管理が要求されている。

営業施設の衛生的な管理運営については、都道府県知事が食品衛生法に基づく基準を定めて営業者に遵守させることとなっており、また、営業者による自主検査体制の確立も肝要とされることから、営業者が自主検査に努めるよう指導がなされている。このほか、社団法人日本食品衛生協会が実施している食品衛生指導員の養成事業並びに営業者に対する食品衛生指導員(5万4,000人)の巡回指導事業に関しても、国庫補助がなされており、営業者による自主的な安全確保の推進を図っている。

(5) 試験研究機関及び検査施設の整備

食品関係工業の製造、加工技術の高度化、環境汚染物質の食品への移行等食品の安全性に関する新たな問題の出現、消費者サイドにおける食品の安全性についての関心の高まり等に伴い、食品等の適正な試験及び検査の需要は増大しており、また、試験検査技術についても高度なものが要求されている。こうした需要に対処するためには、国、都道府県、政令市における食品衛生検査施設の整備を推進する必要があることはいうまでもないが、他方また、営業者の自主検査需要に応じるため、民間検査施設の充実を図ることも緊要である。食品衛生法に基づく指定検査機関の指定は、こうした検査機関の育成、整備とも結びついており、51年6月末現在の指定検査機関の数は13である。

(6) 食品衛生の調査研究

食品の安全性確保の観点から食品衛生行政の科学的推進を図るため、食品、添加物等に関する各種の調査研究を大学や試験研究機関に委託して行っているところであり、未解明の食中毒原因に関する研究等、諸種の基礎的調査研究を行うほか、50年度から開始した食品添加物等の突然変異性に関する試験法とその評価に関する研究を継続して実施し、食品添加物等の安全性の確保に資することとしている。

(7) 食品事故救済対策

食中毒事件のうち、被害が重大かつ広範であり社会的関心を招いてきたものとして「森永ヒ素ミルク中毒事件」(30年)と「カネミ米ぬか油症事件」(43年)がある。前者については、厚生省、被害者団体及び森永乳業(株)の話し合いによって、49年4月に財団法人「ひかり協会」が設立され、現在、この団体により各種の救済事業が推進されている。「カネミ米ぬか油症事件」については、被害者からカネミ倉庫(株)、鐘淵化学(株)、国等を被告として損害賠償請求訴訟が提起されており、51年8月、結審となった。国は、事件発生以来、油症患者の追跡調査、油症治療研究等の推進に努めてきており、また、被害者との話し合いを数回にわたって行ってきている。

なお、一般的にこのような食品事故に対処するための食品事故救済制度の在り方については、48年以降専門家による検討を依頼しているところであり、現在もこの研究は継続されている。

(8) 食品添加物の動向

食品添加物については、その安全性について37年以来各種の毒性試験を実施し、再評価を行ってきた。また、安全なものであっても必要性が少ないものについては、できるだけ使用を減ずることとして、添加物の使用についての調査研究を行っている。この結果、これまでに塩化アルミニウムなど43品目が削除され、化学的合成品である食品添加物は333品目(51年3月末現在)となっている。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第1節 食品衛生の現状

2 国際的動向

食品の国際的流通はますます増大しているが、他方、現在食品に対する法規制が国によって異なっており、国際的な統一が望まれている。

このような観点から、FAO(国連食糧農業機関)とWHO(世界保健機関)が合同で国際食品規格計画を進めることとし、38年にその実施機関としてFAO/WHO合同食品規格委員会が設立され、以来今日まで、規格委員会の下部機関として設けられた各部会が中心となり統一的な規格作成の作業が進められてきている。

国際食品規格計画の目的は、国際貿易上重要な食品について、消費者保護及び公正取引を確保するために必要な国際的な勧告規格を作成し、この規格を受諾した国家間においては当該規格に合致した商品の自由な貿易を確保しようとするものである。

現在まで、既に総会の最終検討を経て勧告規格となったものは、53規格、92残留農薬許容量、6分析法及び取扱規範があり、各国に対し受諾の要請が行われている。

なお、現在日本を含めて114か国がこの委員会に加盟している。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第2節 食品の安全確保対策

食品の安全性を確保するためには、その製造、加工、保存、運搬等の各過程で衛生的な取扱いがなされる必要がある。現在、清涼飲料水のほか18の食品群並びに乳及び乳製品について、細菌数、重金属類、残留農薬等の成分規格と製造基準、保存基準等が必要に応じて定められている。また、食品添加物については、化学的合成品であるものが指定制度により規制されているほか、その大部分について成分規格と使用基準が定められている。今後も、食品安全確保という広い視野に立って、これら規格基準の整備を計画的に進めていくこととしており、現在、容器包装詰殺菌食品、菓子及び即席めん類、乳幼児用食品等について規格基準設定のための作業を進めている。

また、規格基準設定のための基礎調査として、食品中の微量重金属のバックグラウンド調査、大規模食品製造業の実態調査を行う等、新しい問題に対応した各種の食品安全確保対策を実施している。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第2節 食品の安全確保対策

1 製造業いっせい点検

食品製造業の大型化,高度化等に伴い,従来の監視指導業務に製造工学的な面をも加味した高度の監視技術を加えることが要求されている。

これに対処するため,緊急性の高い業種から逐次いっせい点検を実施するとともに,収集した基本的データを検討して監視指導事項の整備改善を図ることにより,食品事故の未然防止に努めることとしている。

50年度は,清涼飲料水製造業,乳処理業及び乳製品製造業の三種合計3,948施設を対象にしていっせい点検を実施したが,51年度は,かん詰又はびん詰食品製造業,食肉製品製造業,魚肉ねり製品製造業を対象に実施することとしている。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第2節 食品の安全確保対策

2 生物濃縮実態調査

環境汚染に由来する食品の汚染は、食品の安全性確保の見地からみて大きな問題であり、この問題に的確に対処する態勢を整備することが必要である。ところで、農作物、魚介類等の食品中に存在する重金属には、環境汚染に由来するものと、自然界を介して天然に含有されるものがある。このため、特に蓄積性が高く、生物濃縮を生ずる重金属については、環境汚染以外に自然界を介して食品に含まれているいわゆるバックグラウンドを調査し、実態をは握しておく必要がある。この見地から、穀類、果実野菜類、水産物等食品中に含まれる重金属類のうち、50年度においてはヒ素、鉛を対象に基礎調査を実施したところであり、51年度においてもセレン、マンガンを対象に調査を行い、今後の食品の規格基準設定に資することとしている。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第2節 食品の安全確保対策

3 残留農薬基準

病虫害を防除する目的で農作物などに使用される農薬は、その使用程度によって生鮮食品中に残存する恐れがある。このため、公衆衛生の見地から食品の成分規格として農薬残留基準を設けることとし、39年度より実態調査並びに基準設定を進めている。50年度には新たにクロルフェンビンホスなど2農薬、さといもなど9食品について基準を設定しており、現在までに米、きゅうりなど52食品について、BHC、カプタホールなど24農薬の残留基準を定めている。

なお、残留基準の定められた農薬については、農林省において安全使用基準が示され、地方農政局、各都道府県等を通じて農薬の散布方法等の指導が行われている。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第3節 牛乳,乳製品及び食肉

1 牛乳,乳製品の衛生

食生活の変化に伴い,牛乳,乳製品の生産と消費の伸びは著しいものがあり,日常の食生活の中でも主食と同様に重要な地位を占めるに至っている。しかしながら,生乳生産量は47年まで順調に伸びていたものの,48年以降は横ばい傾向にあり,そのうち飲用牛乳等向けは50年にやや増加を示している。

50年の生産は,生乳が496万1,000トン(41年比1.5倍),飲用牛乳等向けが312万9,900トン(41年比1.6倍),バターが4万228トン(41年比1.7倍),チーズが5万3,746トン(41年比2倍)である(第2-3-2表)。

第2-3-2表 生乳生産量及び用途別乳量

第 2 - 3 - 2 表 生乳生産量及び用途別乳量
(単位 1,000 t)

	生乳生産量	飲用牛乳等向け	乳製品向け
46 年	4,819.8	2,663.6	1,996.9
47	4,938.8	2,803.0	1,988.5
48	4,908.4	2,943.3	1,830.9
49	4,868.2	2,975.6	1,765.6
50	4,961.0	3,129.9	1,712.5

資料：農林省「農林水産統計」

牛乳,乳製品については,栄養価の高い食品であることから,その重要性が認識され,衛生上の品質,表示等に関する消費者の関心も極めて高く,これらの食品による事故の発生が消費者に与える影響も大きいので,牛乳,乳製品に対する指導,取締りの一層の強化に努めている。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第3節 牛乳,乳製品及び食肉

2 食肉の衛生

食生活の改善によって食肉の需要は増大しており,50年においては,と畜頭数が1,572万9,969頭(41年比1.5倍)に達し,このうち牛は114万6,973頭(41年比1.8倍),豚は1,440万6,880頭(41年比1.5倍)となっている。

近年,家畜飼養形態の変化,治療予防技術の進歩等により家畜疾病の様相に変化がみられ,と畜検査も科学的な精密検査が要求され,現在33都県市に食肉衛生検査所を設置してこれに対処している。今後ともこのような検査体制の強化拡充を推進する必要がある。

と畜場は,50年末で559か所(41年末804か所),うち公立397か所,私立162か所となっており,と畜場施設の整備を図るため特別地方債による整備を進めており,今後,更にと畜場の整理統合を図り,衛生的な取扱いによる食肉衛生の向上を一層強化する必要がある。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第4節 食品添加物

化学的合成品である食品添加物は、厚生大臣が人の健康を損なう恐れがないとして定める場合を除いて、その使用等が禁じられており、厚生大臣が定める場合は各種の毒性試験等のデータに基づき安全性のチェックがなされている。しかしながら、食品添加物の安全性確認のために行われる各種の毒性試験の技術水準は年々向上しているため、指定後においても常に新たな科学的水準をもって安全性の見直しを進めることとしている。

この見直しは、37年から開始され、45年度から拡充強化された。49年度からは、従来実施されてきた慢性毒性試験、催奇形性試験等に加え相乗毒性試験を行っており、また51年度からはアレルギー試験を行うこととし、今後とも最新の科学的水準に基づいた再評価を進めることとしている。

これまでの再評価の結果、AF2など43品目の指定が削除され、化学的合成品たる食品添加物は51年3月現在333品目となっている。

更に、その安全性について問題がない食品添加物であっても、これを食品に使用する必要性が少ないものについては、その使用を減少させる等規制を強化することとしており、この結果、生鮮野菜、のり、しょう油、カステラ等へのタール色素系着色料の使用を禁止する等の措置をとった。今後も、更に使用実態の調査などを行い、使用基準の再点検を図ることとしている。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第5節 器具,容器包装,おもちゃ及び洗剤

1 器具及び容器包装

食品の調理,加工あるいは保存等に用いられる器具及び容器包装については,従来から保健衛生上の見地から各種の規格基準の整備を行ってきたところであり,特に,合成樹脂製器具及び容器包装については46年度以降予算措置がなされ,48年には,まず塩化ビニル製品について一般規格とは別に個別規格が設けられた。その後塩化ビニル樹脂中に残存している塩化ビニルモノマーの発がん性が問題となったが,50年12月内容食品中への塩化ビニルモノマーの溶出防止のため塩化ビニル樹脂中の残存塩化ビニルモノマーの量を1ppm以下とするよう指導した。今後とも,塩化ビニル樹脂以外の樹脂についても,個別規格を整備していく予定である。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第5節 器具,容器包装,おもちゃ及び洗剤

2 おもちゃ

乳幼児が用いるおもちゃについては,口に触れること等による健康上の危害の発生を防止するため衛生上の規格基準を設ける作業を進めているが,これまでに,折り紙,写し絵など5品目についてヒ素,カドミウム,鉛などの重金属,着色料等に関する規格基準が設定されている。現在,更に,おしゃぶり,歯がためなど数品目について規格基準の整備を進めることとしている。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第5節 器具,容器包装,おもちゃ及び洗淨剤

3 洗淨剤

野菜,果実又は飲食器の洗淨剤については,従前から適正な使用を行うよう指導してきたが,47年の食品衛生法改正により,公衆衛生上の見地から適正な使用をさせるための基準及び品質規格の設定並びに有害な洗淨剤の排除が法的に行えることとなった。これに基づき,48年に洗淨剤の品質規格及び使用方法の基準が告示された。

なお,48年度より各種洗淨剤について計画的に催奇形性発がん補助試験等を行い,安全性の再点検を実施している。

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第1節 環境衛生関係営業

1 営業施設の概要

「環境衛生関係営業」の範囲は、「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」において定義されており、具体的には理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、興行場営業(そのうち映画、演劇又は演芸に係るもの)、公衆浴場業、飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、氷雪販売業等国民生活に密着したサービスを提供する広範な営業が含まれている。

環境衛生関係営業施設の全体的な動向をみれば、相対的に過剰の傾向がみられるが、個々の営業においては、若干異なった動きがみられる。

例えば、興行場については映画産業の斜陽化に伴い、施設数は漸減の傾向にある。また、公衆浴場についてはサウナ風呂等いわゆる特殊浴場の数は増加しているが、一般の公衆浴場では自家風呂の普及、収益性の低さ等の原因により転廃業する者が続出し、場所によっては自家風呂を持たない住民の生活に深刻な影響を及ぼしている。

一方、旅館業についてみると、いわゆる民宿ブームによる民宿施設数の増加により、簡易宿所営業の増加が目立っている。

なお、50年末における施設数は、第2-4-1表のとおりである。

第2-4-1表 環境衛生関係営業の施設数及び事業所規模

第2-4-1表 環境衛生関係営業の施設数及び事業所規模

	施設数			従業者規模別事業所数の構成比(47年)		
	49年末	50年末	伸び率	1~4人	5~49	50~
総数	1,727,910	1,787,493	3.4%	82.3% (80.6)	17.3% (19.0)	0.4% (0.4)
興行場	4,639	4,589	△ 1.1	23.8 (23.9)	74.1 (74.2)	2.1 (2.0)
(再掲)映画館	3,062	2,996	△ 2.2	21.1 (21.7)	78.0 (77.1)	0.9 (1.2)
ホテル営業	1,029	1,149	11.7	73.7 (73.0)	24.9 (25.7)	1.4 (1.3)
旅館営業	82,609	82,456	△ 0.2			
簡易宿所営業	25,248	25,733	1.9			
下宿営業	2,719	2,758	1.4			
公衆浴場	25,566	25,613	0.2	76.3 (77.0)	23.5 (23.0)	0.2 (0.0)
(再掲)民営一般公衆浴場	18,144	17,559	△ 3.2	—	—	—
理容所	139,551	140,541	0.7	93.6 (89.8)	6.4 (10.2)	0.0 (0.0)
美容所	128,063	131,444	2.6	91.8 (88.0)	8.2 (12.0)	0.0 (0.0)
クリーニング所	93,150	96,984	4.1	85.9 (82.9)	13.7 (16.7)	0.4 (0.4)
飲食店営業	1,013,458	1,050,429	3.6	79.5 (78.0)	20.1 (21.6)	0.4 (0.4)
喫茶店営業	50,693	53,767	6.1			
食肉販売業	154,498	165,557	7.2	84.3 (83.3)	15.6 (16.7)	0.1 (0.0)
冰雪販売業	6,687	6,473	△ 3.2	—	—	—

資料：厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」及び総理府統計局「事業所統計調査報告」

(注) 構成比の欄中()内は44年の数字である。

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第1節 環境衛生関係営業

2 監視及び指導

環境衛生関係営業にとって衛生水準の確保は特に必要とされることであるが、個々の法令において、それぞれの施設に応じた遵守すべき設置基準が定められている。このほか、保健所に置かれている環境衛生監視員によって必要な監視指導が行われている。また、各営業者に自主的に衛生水準の確保を図らせ、監視員による監視指導業務を補完させる役割を果たすものとして「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」に基づいて、各都道府県単位ごとに設立されている各業種ごとの環境衛生同業組合がある。

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第1節 環境衛生関係営業

3 経営の現状

環境衛生関係営業は、業種によりそれぞれ異なった事情があるが、一般的には次のような特色がある。

第1には、第2-4-1表にみるとおり、零細規模の営業が多く、従業員5人未満の事業所が80%を超えている。これは環境衛生関係営業が比較的少額の資金で開業ができる等参入、退出の容易なことが一因であろう。

第2には、機械設備の導入による省力化の余地が少ないこと等から慢性的な人手不足の状況にあることである。

第3には、営業施設の相対的過剰が見受けられることである。特に浴場業、理容業等にあつては、国民生活の高度化等に伴い消費者の需要がむしろ漸減し、今日では営業施設の過当競争ともいふべき状態が地域によっては生じている。

第4には、第2-4-2表にみられるような料金の上昇が挙げられる。これらの業種においては、合理化による生産性の向上を図ることが困難なため、人件費等諸経費の上昇がそのまま料金の上昇に結びついているものと考えられる。

第2-4-2表 環境衛生関係営業の料金

第2-4-2表 環境衛生関係営業の料金

	40年	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
総 合	76.7	80.6	83.8	88.2	92.9	100.0	106.1	110.9	123.9	154.2	172.4
理 髪 料	62.5	68.5	73.3	80.4	88.0	100.0	115.5	131.7	157.5	217.6	264.4
パーマ代	65.1	70.4	74.2	79.6	88.4	100.0	116.0	132.8	160.3	217.9	262.8
入 浴 料 (大 人)	68.7	78.0	79.0	86.8	92.6	100.0	107.7	119.4	142.7	200.4	257.3
洗 たく代 (ワイシャツ)	83.0	83.4	82.3	86.2	91.7	100.0	113.7	124.7	142.0	190.9	216.7
洗 たく代 (背 広 上 下)	94.8	93.9	90.9	91.6	94.8	100.0	106.4	111.7	119.7	146.2	158.8
映 画 観 覧 料	62.7	68.0	73.3	81.2	91.6	100.0	110.3	121.8	139.6	176.3	203.7
宿 泊 料	78.0	84.9	91.4	95.7	98.3	100.0	108.4	111.6	124.6	135.1	164.3

資料：総理府統計局「消費者物価指数年報」

(注) 1. 表中の数値は、45年を100とした指数である。

2. 「総合」は、総合消費者物価指数である。

このように、環境衛生関係営業の大部分は経営基盤がぜい弱な中小零細企業であることから、経営が不安定に陥りやすく、適正な設備、衛生基準の維持等健全な経営が阻害される傾向にある。

そこで環境衛生関係営業の体質を強化し、経営の安定と衛生水準の向上に資するため、従来から環境衛生金

融公庫により営業設備の近代化を推進する等設備改善資金に対する長期、低利の融資が行われており、併せてこれらの施策の効果的な活用を期するため営業者に対する組織的な経営指導の強化が図られている。

環境衛生金融公庫の貸付けは年々増加し、50年度の業種別貸付状況は、第2-4-3表のとおりとなっている。また51年度の融資枠は、対前年度(1,530億円)の18.3%の増に当たる1,810億円(うち、小企業設備改善資金特別貸付け210億円)が計上されており、融資条件についても公衆浴場に対する融資の改善等が図られている。

第2-4-3表 環境衛生金融公庫業種別申込・貸付状況

第2-4-3表 環境衛生金融公庫業種別申込・貸付状況
(50年度)

(1) 一般貸付 業種別申込・貸付状況 (単位：件、1,000円)

	申 込 み		貸 付 け	
	件 数	金 額	件 数	金 額
飲食店関係営業	32,763	116,254,316	44,303	82,538,290
食肉販売業	1,435	6,643,050	1,852	5,104,850
食鳥肉販売業	274	1,163,290	319	788,350
氷雪販売業	46	104,730	49	81,030
理容業	8,055	13,126,022	10,840	10,254,189
美容業	5,663	16,909,215	6,565	12,539,850
興行場営業	94	610,520	120	437,760
ホテル・旅館業	3,830	25,524,662	5,595	18,713,890
簡易宿所営業	303	1,318,210	414	1,008,740
浴場業	1,206	4,669,160	1,595	3,912,290
クリーニング業	4,907	13,364,829	5,697	11,035,020
理容師・美容師養成施設	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	58,576	199,688,004	77,349	146,414,259

(2) 小企業設備改善資金特別貸付 業種別申込・貸付状況 (単位：件、1,000円)

	申 込 み		貸 付 け	
	件 数	金 額	件 数	金 額
飲食店関係営業	6,613	8,920,290	6,309	8,417,900
食肉販売業	291	453,850	286	443,500
食鳥肉販売業	64	98,900	62	96,300
氷雪販売業	24	29,450	22	25,400
理容業	3,059	1,740,760	2,905	1,655,090
美容業	1,122	1,377,750	1,104	1,333,900
興行場営業	26	40,500	19	29,400
ホテル・旅館業	700	1,035,450	657	973,100
簡易宿所営業	17	22,400	11	15,600
浴場業	475	498,620	468	491,150
クリーニング業	1,333	1,429,140	1,324	1,404,900
合 計	13,724	15,647,110	13,167	14,886,240

厚生省環境衛生局調べ

また、環境衛生関係営業の経営指導体制として業界における自主的業務活動の促進を図るため、業種別単位に「経営相談員」及び「経営特別相談員」がそれぞれ配置され、営業者の経営相談指導に応じているところである。更に、これらの経営相談指導業務をより専門的分野から行うため、49年度より都道府県環境衛生同業組合連絡協議会等に「経営指導員制度」を設け、経営相談員等が行う業務への助言、指導その他財務管理を中心とした専門的指導に当たることとし、経営指導員を中軸とした組織的な指導体制の整備が進められている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第2節 家庭用品の安全対策

近年の化学工業の飛躍的發展により、各種の化学物質が処理剤及び加工剤として繊維製品、家具、洗剤、塗料等の家庭用品に使用され、難燃性、柔軟性、防かび性、防しわ性等によりその品質を高め、国民生活に大いに利便を供している。その反面、これらの化学物質の人体への影響についてはほとんど検討がなされず、保健衛生上何らの規制もないまま家庭用品として生産、消費されていたため、家庭用品による健康被害の問題が新たに提起されるに至った。すなわち、40年代に入り、主婦連、学者、国民生活センター、地方消費生活センター等の調査結果において、かなりの健康被害がみられ、45年に科学技術庁の「衣料処理剤に関する基礎調査資料」が発表されるに及び、被害実態もかなり詳細に明らかになった。これらの被害調査報告によると、特に人体との接触の頻度の高い衣料による被害例が多く、これは繊維製品等に使用されている各種加工剤の影響と考えられた。また、被害の大半は、かぶれ、かゆみ、湿疹等の皮膚障害であるが、その他慢性的な内科疾患(めまい、気管支炎、肝障害等)の可能性も指摘されていた。

このような状況から、厚生省においては、46年度厚生科学研究補助金により、「日用品等に含まれる化学物質の健康に及ぼす影響に関する研究」を行い、47年度からは、ホルムアルデヒド、有機水銀化合物、有機塩素系防虫加工剤、有機リン系難燃加工剤、有機スズ系衛生加工剤等、主として繊維製品の処理剤として使用されている化学物質について各種毒性試験に着手した。

48年10月、家庭用品の安全性を確保するため「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」が成立し、49年10月から施行された。これにより、政令でホルムアルデヒド、有機水銀化合物など5物質が有害物質として指定され、また厚生省令でこれら有害物質を含有する家庭用品の規制基準が設定されて、ここに有害物質を含有する家庭用品規制行政の第一歩が踏み出された。なお、この規制基準は、塩化ビニルモノマー等3物質については49年10月より、有機水銀化合物については50年1月より、ホルムアルデヒドについては、50年10月より施行されている。

この法律に基づき、国、都道府県及び保健所を設置する市に、立入検査等の業務を行う家庭用品衛生監視員が置かれ、販売又は授与された規制対象家庭用品が厚生省令で定める基準に適合しているかどうかを監視し、更にその他一般の家庭用品についても安全対策上必要な監視を行っている。また、家庭用品の製造業者等が、基準に適合しない家庭用品を販売又は授与したことにより、人の健康に被害が及ぶ恐れのある場合には、厚生大臣、都道府県知事、又は保健所を設置する市の市長は、業者に対し、当該家庭用品の回収その他の必要な措置を採るよう命ずることができ、更に、家庭用品について基準が特に定められていない場合であっても、万一家庭用品に含まれている物質によって重大な被害が生じた場合には、その被害の拡大を防止するため、回収等、応急の措置を採るよう、業者に対して命ずることができることになっている。

厚生省においては、家庭用品の安全性をより確実なものとするために、既に規制の対象となっているものの他にも、家庭用品に使用されている各種化学物質について、引き続き急性毒性試験、慢性毒性試験、皮膚刺激性試験、アレルギー性試験、発がん性試験、催奇形性試験等を実施している。

今後も、人体の健康保護のために、規制を行う必要があると認められる化学物質は、生活環境審議会の意見を聞いた上で、順次有害物質として指定し、当該化学物質が使用されている家庭用品について規制基準を定めていく予定である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第3節 建築物衛生その他の環境衛生

1 建築物衛生

建築物の衛生面における維持管理対策は、45年10月に施行された「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づいて行われている。

同法は、多数の者が使用し、又は利用する一定規模以上の建築物であって、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の特定用途に供されるもの(特定建築物)について、その維持管理の権限を有する者に対して建築物環境衛生管理基準を遵守することを義務づけるとともに建築物環境衛生管理技術者を選任し、維持管理に際しての監督の任に当たらせることにより、建築物における衛生的環境の確保を図ることを主な内容とするものである。

同法の施行以来、ビルの増加並びにそれに比例するビル利用者数の増加に伴い、同法に基づく施策の充実が逐次図られている。

第1には、特定建築物の範囲の拡大である。45年の同法施行時には延べ面積が8,000m²以上のビルを対象としていたが、その後の中央管理方式の空気調和設備の普及、水質管理の必要性等にかんがみ、48年11月から5,000m²以上、更に51年7月からは3,000m²以上の建築物が対象とされ、順次その拡大が図られ、中規模ビルについても衛生的環境の確保が図られることとなった。

第2に、建築物環境衛生管理基準徹底のための施策の強化が図られてきた。49年4月に同法施行規則が改正され、この基準を遵守するために不可欠な空気環境の測定、水質検査等の実施回数が増え、これらを受託して実施する者について厚生大臣の指定制度を設けることにより、管理基準遵守のための実施体制の改善強化が図られることになった。なお、厚生大臣の行う試験に合格し、又は厚生大臣の指定する講習会を受講して建築物環境衛生管理技術者の免状を受けた者は、51年7月1日現在で1万4,264人に達している。

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第3節 建築物衛生その他の環境衛生

2 ねずみ,こん虫等駆除事業

ねずみ,こん虫等の駆除事業は,従来から防疫行政の一環として,市町村の衛生班及び地区衛生組織活動を中心に推進されてきたが,最近では,下水道やし尿浄化槽など廃棄物処理施設の整備に伴って従来の発生源は大幅に減少してきている。しかしながら,近年の急激な都市化の進展に伴う人口の都市集中化や建築様式及び生活様式の変化により,クマネズミに代わる狂暴なドブネズミの繁殖,ビルの地下污水ピットや,し尿浄化槽からのチカイエカの発生などのほか,ユスリカ,ダニ,ヤスデなどの不快害虫による被害も問題となってきており,これらに対応した施策の推進が要請されている。

これらの駆除に際しては,いたずらに薬物の使用に頼らず,常に生活環境を清潔にして,ねずみやこん虫のえさとなる食糧品の適正管理やドブや污水の清掃等による間接的な防除方法を加えた総合的な駆除対策を推進している。

定住人口が少なく,建築規模の大きい都市部においては,地区衛生組織による活動は期待できないので,専門駆除業者を指導育成し,これを加えた新たな駆除体制の確立に努めている。

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第3節 建築物衛生その他の環境衛生

3 狂犬病予防事業

我が国における狂犬病は、25年に狂犬病予防法が公布施行され、飼犬の登録、狂犬病予防注射の実施、違法犬の捕獲抑留等を徹底して実施したことにより急速に減少し、人については特殊例を除いて30年以来、犬については32年以来その発生はない。

50年における飼犬の登録頭数は319万7,228頭(41年比1.2倍)、狂犬病予防注射頭数は515万7,812頭(41年比1.2倍)、抑留頭数は60万2,453頭(41年比1.01倍)となっている。

また、狂犬病予防とは別個の問題であるが、犬によるこう傷事故等の被害が発生し、社会問題となったため、総理府の所管する「動物の保護及び管理に関する法律」が49年4月に施行され、動物の虐待を防止するとともに動物の管理に関する事項を定めることにより、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するよう対処されている。

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第3節 建築物衛生その他の環境衛生

4 墓地,埋葬等

墓地,埋葬等の管理及び執行については,「墓地,埋葬等に関する法律」によってその適正化が図られている。

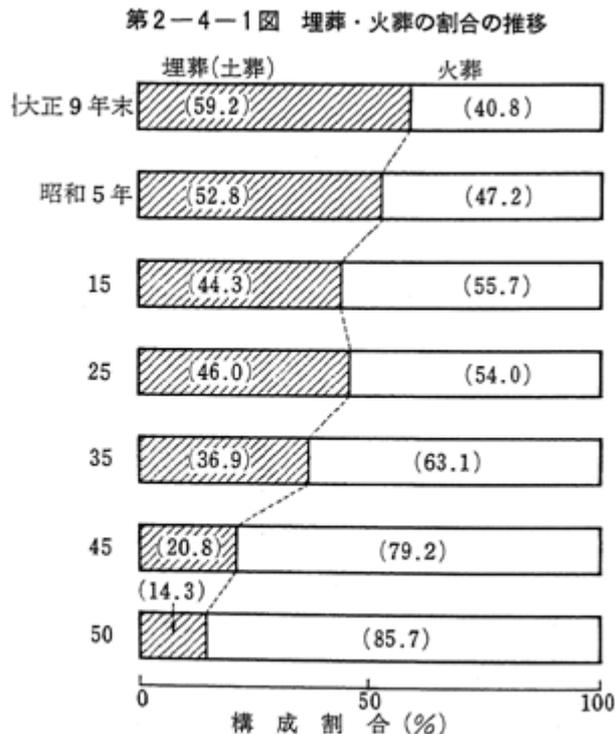
いわゆる墓地行政は,国民の宗教的感情に適合し,かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から適正に運営されることが要求されており,従前より地域ごとにそれぞれの実状に応じた施策が行われてきた。

しかし,近年都市化の進展や国民の墓地についての認識の多様化に伴い,墓地等をめぐる諸情勢に変化がみられている。

すなわち,大都市周辺においては,墓地需要が急増する一方土地購入難から供給不足が顕著になり,大都市圏内の住民の墓地が,その近郊地域に流入するという状況が現出している。

また,公園墓地の造成や火葬場の無煙,無臭化等設備面での改善は,土葬数の減少(第2-4-1図)等国民の慣習や宗教的感情の変化とあいまって,墓地,埋葬等に関する新しいイメージを創出しつつある。

第2-4-1図 埋葬・火葬の割合の推移



資料：厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」

厚生白書(昭和51年版)

火葬場については、年金積立金還元融資制度の活用(50年度は火葬場のために約21億円の貸出し)が行われている。

なお、墓地等施設数は、墓地が90万8,797(前年比0.3%増)、火葬場1万9,022(前年比8%減)、納骨堂8,476(前年比2.9%増)となっている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare